

KANTO 金融サービス info

かんとぅ きんゆうさーびす いんぷお

- ◆ 関東財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁から事務委任を受け、関東甲信越地区の1都9県において、財政や金融に関する業務を行っております。
- ◆ ここでは、地域の皆様と金融サービスに関する情報を共有し、利用者保護の推進を図ることを目的として、金融サービス利用者等に役立つ情報を分かり易く提供していくこととしています。

トピックス

令和2年度税制改正により、「NISA制度の見直し」が行われました。

【主な改正点】

- ◆ 一般NISAについては、令和6年(2024年)から新制度に衣替えの上、口座開設可能期間が5年間延長されます。
- ◆ ジュニアNISAについては、現行法の規定どおり令和5年(2023年)末をもって終了となります。
- ◆ つみたてNISAについては、非課税期間(20年間)の期限が令和24年(2042年)まで延長されました。

(NISA特設サイト) <http://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/index.html>

現行制度の概要

◆ 一般NISA

平成26年1月から始まった個人投資家のための少額投資非課税制度です。年間120万円の非課税投資枠が設定され、株式・投資信託等の配当・譲渡益等が非課税対象となります。

◆ ジュニアNISA

平成28年度から始まった未成年者(0~19歳)を対象とした少額投資非課税制度です。年間80万円の非課税投資枠が設定され、株式・投資信託等の配当・譲渡益等が非課税対象となります。

◆ つみたてNISA 平成30年からスタート

平成30年1月から始まった新たな少額投資非課税制度です。これまでの一般NISAと同様に毎年の非課税投資枠から得た配当・譲渡益等が非課税対象となりますが、非課税投資枠が**年間40万円**で、投資期間が**最長20年**となる点が異なります。通常のNISA以上に少額から毎月コツコツ長期での資産形成を目指す方に適した制度です。新規買付けの場合、年ごとに一般NISAかつみたてNISAを選択することになります。

各制度の比較

結婚資金、教育資金、住宅購入資金、セカンドライフの資金に充てるなど、投資の目的にあったNISAを選択できます。

	一般NISA	ジュニアNISA	つみたてNISA
利用できる人	20歳以上の国内居住者	0~19歳の国内居住者	20歳以上の国内居住者
非課税対象	株式、投資信託の配当、譲渡益等	(同左)	公募株式投資信託、ETF(上場株式投資信託)の配当、譲渡益等 ※対象商品は金融庁のHP参照
口座開設可能数	一人一口座	(同左)	(同左)
金融機関変更	可	不可	可
非課税投資枠	毎年120万	毎年80万	毎年40万
非課税期間	最長5年間	(同左)	最長20年間
投資可能期間	平成26年~令和5年	平成28年~令和5年	平成30年~令和19年
払出し制限	—	18歳まで	—

新NISA制度の概要

利用できる人や非課税対象等は
現行制度から変更ありません！

ポイント

新NISA制度の概要

◆一般NISA【新・NISA(仮称)】

引き続き、成長資金の供給を促しつつ、少額からの長期・分散・積立投資に適した制度とする方向性から、**令和6年(2024年)以降**、別枠の非課税投資を可能とする**2階建ての制度に見直した**うえで、口座開設可能期間が**5年延長(2028年まで延長)**されました。なお、投資対象商品については、1階部分はつみたてNISAと同様とし、2階部分は、現行の一般NISAから高レバレッジ投資信託など安定的な資産形成に不向きな一部の商品が除かれることとなります。

◆ジュニアNISA

利用実績が乏しいことから延長せず、現行法の規定どおり、**新規の口座開設が令和5年(2023年)12月で終了**となりますが、**2024年(廃止後)以降、従来まであった18歳までの払い出し制限が撤廃**され、子供が18歳未満であっても払い出しができるようになりました。なお、現行法の規定どおり、子供が20歳になるまで非課税で保有することができます。

◆つみたてNISA

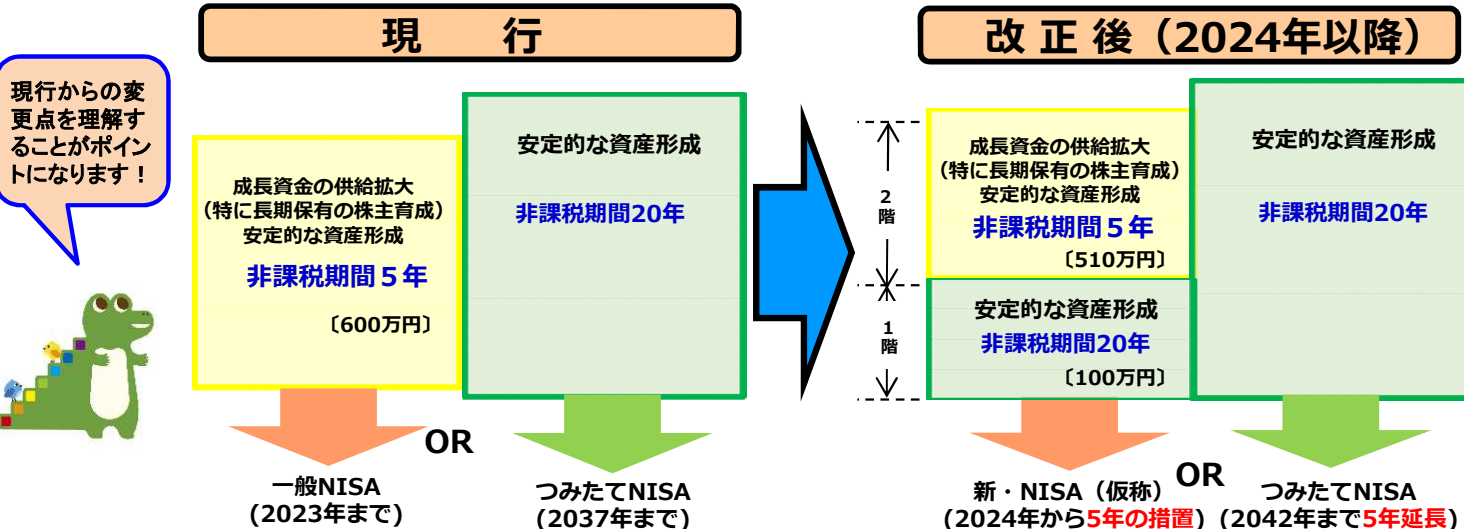
現行と同様の制度・非課税枠(40万円×20年=800万円)のまま、**現行の非課税期間(20年間)が5年間延長(制度期限 2037年→2042年)**されました。これにより、**令和5年(2023年)までに口座開設すれば、20年間の積立期間を確保できること**になりました。

	新・NISA(仮称)(2024年から5年間)	つみたてNISA(5年間延長)
年間の投資上限額	2階 102万円 1階 20万円 ※より多くの国民に積立・分散投資を経験してもらうため、原則として、2階の非課税枠を利用するためには1階での積立投資を行う必要。 ※例外として、成長資金の供給拡大(特に長期保有の株主育成)の観点から、NISA口座を開設していた者又は投資経験者が2階で上場株式のみに投資する場合は、1階での積立投資は不要。	40万円
非課税期間	2階 5年間 1階 5年間(終了後は「つみたてNISA」への移行可能)	20年間
口座開設可能期間	令和5年(2023年)まで⇒令和10年(2028年)まで (5年間措置)	令和19年(2037年)まで⇒令和24年(2042年)まで (5年間延長)
投資対象商品	2階 上場株式・公募株式投資信託等(注) 1階 つみたてNISAと同様 (積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等)	積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等

令和5年(2023年)までに口座開設すれば、20年間の積立期間を確保できることになりました。

(備考)「ジュニアNISA」は延長せず、現行法の規定どおり2023年末で終了。

(注)レバレッジを効かせている投資信託、及び上場株式のうち整理銘柄・監視銘柄を投資対象から除外。



【参考出典】金融庁「令和2年度税制改正資料」

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20191220.html>